

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 6 章 通関 第 1 節の 2 輸出申告の特例</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 通關 第 1 節の 2 輸出申告の特例</p>
<p>(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し)</p> <p>67 の 4-2 法第 67 条の 4 第 2 項の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記 67 の 4-1 の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特例輸出貨物の輸出許可取消書」(C-9110) を使用して行うものとする。</p> <p>①及び② (省略)</p> <p>③ <u>令第 92 条第 4 項</u>に規定する郵便物以外の貨物に係る特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告が同項の規定に基づき財務大臣が指定した税関官署の長に対して行われ、輸出の許可を受けていたことが判明した場合</p> <p>④及び⑤ (省略)</p>	<p>(特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し)</p> <p>67 の 4-2 法第 67 条の 4 第 2 項の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記 67 の 4-1 の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特例輸出貨物の輸出許可取消書」(C-9110) を使用して行うものとする。</p> <p>①及び② (省略)</p> <p>③ <u>令 92 条第 4 項</u>に規定する郵便物以外の貨物に係る特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告が同項の規定に基づき財務大臣が指定した税関官署の長に対して行われ、輸出の許可を受けていたことが判明した場合</p> <p>④及び⑤ (省略)</p>
<p style="text-align: center;">第 3 節 一般輸入通關</p>	<p style="text-align: center;">第 3 節 一般輸入通關</p>
<p>(検査における見本の採取)</p> <p>67-3-13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(1) 見本採取の手続は、次による。</p> <p>イ 見本確認の場合における見本採取は、前記 <u>67-3-11 の(2)</u>に規定する検査指定票により行う。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p>	<p>(検査における見本の採取)</p> <p>67-3-13 検査における見本の採取については、次による。</p> <p>(1) 見本採取の手續は、次による。</p> <p>イ 見本確認の場合における見本採取は、前記 <u>67-3-11 の(1)</u>に規定する検査指定票により行う。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p>
<p>(指定地外検査の許可を要しない貨物)</p> <p>69-3-1 次に掲げる貨物については、便宜、法第 69 条第 2 項《指定地外検査の許可》の規定による指定地外検査の許可を要しないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第 25 条第 2 号から<u>第 8 号</u>まで《保税地域外に置くことができる貨物》に掲げる貨物</p>	<p>(指定地外検査の許可を要しない貨物)</p> <p>69-3-1 次に掲げる貨物については、便宜、法第 69 条第 2 項《指定地外検査の許可》の規定による指定地外検査の許可を要しないものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 令第 25 条第 2 号から<u>第 7 号</u>まで《保税地域外に置くことができる貨物》に掲げる貨物</p>
<p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通關</p> <p>(少額個人輸入貨物の取扱い)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通關</p> <p>(少額個人輸入貨物の取扱い)</p>

## 新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>67-4-5 自己の用に供することを目的として、申告書における 1 品目の価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいい、2 欄以上にわたる場合は各欄の価格による。）が 20 万円以下の貨物を輸入する者の輸入申告については、次に定めるところによる。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、前記 67-4-2（少額貨物簡易通関扱をする貨物の輸入手続）による。</p> <p>(1) 輸入手続については、「輸入（納税）申告書 <u>（少額個人通関用）</u>」（C-5450）2 通の提出を求ることとする。</p> <p>(2) （省略）</p>	<p>67-4-5 自己の用に供することを目的として、申告書における 1 品目の価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいい、2 欄以上にわたる場合は各欄の価格による。）が 20 万円以下の貨物を輸入する者の輸入申告については、次に定めるところによる。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、前記 67-4-2（少額貨物簡易通関扱をする貨物の輸入手続）による。</p> <p>(1) 輸入手続については、「輸入（納税）申告書 <u>（少額個人輸入通関用）</u>」（C-5450）2 通の提出を求ることとする。</p> <p>(2) （省略）</p>
第 9 章 雜則	第 9 章 雜則
<p>（「違法又は不当な行為を容易にし、正確な税額等の把握を困難にするおそれ」とあると認める場合の例示）</p> <p>105 の 2-10 法第 105 条の 2 《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第 74 条の 10 に規定する「違法又は不当な行為を容易にし、正確な税額等の把握を困難にするおそれ」とあると認める場合とは、例えば、次の(1)から(5)までに掲げるような場合をいう。</p> <p>(1) 事前通知をすることにより、輸入者において、<u>法第 114 条の 2 第 16 号</u> 又は<u>同条第 17 号</u>に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p>	<p>（「違法又は不当な行為を容易にし、正確な税額等の把握を困難にするおそれ」とあると認める場合の例示）</p> <p>105 の 2-10 法第 105 条の 2 《輸入者に対する調査の事前通知等》において準用する国税通則法第 74 条の 10 に規定する「違法又は不当な行為を容易にし、正確な税額等の把握を困難にするおそれ」とあると認める場合とは、例えば、次の(1)から(5)までに掲げるような場合をいう。</p> <p>(1) 事前通知をすることにより、輸入者において、<u>法第 114 条の 2 第 10 号</u> 又は<u>同条第 10 号の 2</u>に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。</p> <p>(2)～(5) （省略）</p>